

千葉市南部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業に関する入札説明書等に対する質問への回答（第2回）

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	質問事項	質問回答
1	入札説明書	41	XII	4	(3)	ア		【添付資料-5】 対価の支払方法について 改定の計算方法	注釈に「第1回支払（令和8年4～6月）の改定については、運営・維持管理業務委託契約に定めた額を基準額とし、「前回改定時の指標（直近12ヶ月分の平均値）」は「契約締結日を含む月の1日時点で公表されている最新の指標（直近 12ヶ月分の平均値）」・・・」と記載されています。 「契約締結日を含む月の1日時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月分 の平均値）」について、入札書提出（8月31日 期限）から契約締結までの間に物価変動の大幅な上昇又は下降により、当該平均値が入札書提出時点の物価状況を示す値として妥当ではないと判断される場合には、落札者決定後に対応を協議してもらえないでしょうか。 ウクライナ情勢（戦争）等による物価の急激な上昇が現時点で起こっている中、令和4年9月から令和5年3月までの物価変動を正確に見通すことは困難であり、貴市および参加する全ての民間企業グループいずれの責めにも帰すことができない不可抗力事象にあたると思慮するため、質問するものです。	対価の改定の計算方法については、入札説明書に記載のとおりです。 なお、不可抗力と判断できる事象により費用等の負担が生じた場合には、運営業務委託契約書（案）第29条に基づき協議を行い、費用負担等を決定します。
2	要求水準書	7	1	3	(4)			基準及び仕様等	各種基準及び仕様等について、事業期間にわたるライフサイクルコスト等を考慮した場合、必ずしも最適ではない場合があります。 機能、強度等が問題ないことを確認し、事前にご承諾いただく事を前提として、準拠する基準・仕様等を見直すことは可能でしょうか。	要求水準書P7～8で示した内容に準拠することを前提としますが、要求水準書に示す基準及び仕様等と同等の機能・強度等があることが確認できる場合には、民間事業者の提案も認められます。なお、詳細については設計段階の協議により決定します。
3	要求水準書	15	1	5	(5)			上水	今回の提案において、上水は、生活用水およびプラント用水として使用する計画です。 要求水準書別紙4記載の既設埋設配管以外からの分岐を検討する必要がありますが、「南部浄化センター引き込み部からの分岐取水」とした場合、配管距離が非常に長く、建設費が高くなるため、できる限り直近の取り扱い点を検討しています。 現場調査の結果を踏まえ、他の取り扱い位置を使用することは可能でしょうか。	民間事業者にて上水の利用状況を整理し、他の取り扱い位置を使用することが、水利用計画上一問題ないことが確認できた場合には、設計段階において協議に応じます。
4	要求水準書	28	2	2	(1)	1)		建設工事の流れ	要求水準書ではトラックスケールは5号燃料化施設の供用開始時に設置し、その後に既設トラックスケールを休止・撤去の予定となっています。また、実施方針等に対する質問回答No. 65で、トラックスケール本体の設置個所は本事業用地内とのご回答を頂いております。 しかしながら、5号燃料化施設建設予定地内にトラックスケールカードリーダー盤及びITV設備が設置されているため、既設トラックスケールを運用した状態で5号燃料化施設の建設工事を行うことは極めて困難です。またトラックスケール利用者の安全確保ができません。 トラックスケールを場内の別エリアに設置をさせていただく事は可能でしょうか。	本事業用地内に設置することを原則とします。本事業用地は5号燃料化施設建設予定地又は6号燃料化施設建設予定地内に限らず、5号燃料化施設及び6号燃料化施設を一体で整備する上で必要となる範囲内であれば、本事業用地内として認められます。ただし、南部浄化センターの維持管理や、改築更新事業等に支障がないことを前提とし、詳細位置については協議とします。

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	質問事項	質問回答
5	要求水準書	50	3	4	(1)	3)	②	改善基準及び停止基準	「…基準値を超過した場合、直ちに追加測定を 2 回実施し、その 2 回の測定結果において基準値の超過が確認された時点で、基準値超過と判断する。」と記載されていますが、追加測定で「2回連続して超過した場合」に基準値超過と判断するという理解でよろしいでしょうか。	追加測定を2回実施し、いずれかの測定値が超過した場合は、基準値超過と判断します。
6	様式集							様式7 落札者決定基準に係る事業提案書	添付資料について、貴市審査に必要な様式については提出を求める旨が記載されていますが、添付資料に関する記載がない様式については、提案内容に応じて任意で添付してもよろしいでしょうか。	各様式については、指定するページ数以内とすることを原則とします。 添付資料に関する記載がない様式について、任意に添付資料を提出することで欠格になることはありません。
7	基本協定書(案)	3	第5条	2				事業契約 当該違約金	原文では違約金以上に損害が発生した場合に損害賠償義務を負う内容となっているため、違約金により回復されないものがあってもその部分について市が落札者に対して損害賠償の請求を行わないものとする、としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
8	基本協定書(案)	3	第5条	3	(1)			事業契約 独禁法	「前項第 1 号及び第 3 号のうち」とありますが、第 3 号は独禁法とは関係のない規定のため、参照先をご教示ください	第3号は第2号の誤記となります。 基本協定書（案）を修正しますので、合わせて公表する基本協定書（案）（令和4年7月29日修正版）をご参照ください。
9	基本協定書(案)	4	第5条	3	(2)			事業契約 刑法	「前項第 2 号に該当する場合」とありますが、第 2 号は刑法とは関係のない規定のため、参照先をご教示ください	第2号は第3号の誤記となります。 基本協定書（案）を修正しますので、合わせて公表する基本協定書（案）（令和4年7月29日修正版）をご参照ください。
10	基本協定書(案)	5	第9条	2				秘密保持 情報公開	情報公開の前に事業者として事前に確認出来る機会をいただけますでしょうか。非開示とする項目が場合によってはあり得るためです。	市は、公開する情報を事前に民間事業者を確認する機会を設けます。 なお、情報公開の実施については、民間事業者の意見を踏まえ、千葉市情報公開条例の規定に基づき決定します。
11	基本契約書(案)	1	前文	下から7行 目				定義	市と建設事業者との間の建設工事請負契約（第7条第項に定義された…）とありますが、項の抜けがありますので、項をご指定下さい。	第7条第1項を指します。 基本契約書（案）を修正しますので、合わせて公表する基本契約書（案）（令和4年7月29日修正版）をご参照ください。
12	基本契約書(案)	2	第4条	2				役割分担	「…事業提案書に定められた性能を発揮することを連帯して保証する」とありますが、「運営事業者が運営業務委託契約に基づき負担する性能保証義務をいう」を追記いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	質問事項	質問回答
13	基本契約書(案)	7	第10条	4				連帯保証	「構成員は、市から請求を受けた場合…無償で譲渡するものとする。」とありますが、「構成員は…無償で譲渡するものとする。」の一文を削除願えませんか。	原案のとおりとします。
14	基本契約書(案)	10	第16条	4				秘密保持等	情報公開の前に事業者として事前に確認出来る機会をいただけますでしょうか。内容によっては非開示にすべきものもあると思われます。	No. 10の回答をご参照ください。
15	建設工事請負契約書(案)	4	第8条	1				特許権等の使用	発注者が特許権等に係る技術を指定した場合で、特許件等の対象である旨の明示が無かった場合については発注者の負担と考えてよろしいでしょうか。	受注者の負担となります。 使用する技術等については、受注者の責において、当該技術が特許権等の対象にあたるかの調査を行ったうえで、必要に応じて協議願います。
16	建設工事請負契約書(案)	4	第8条	2				特許権等の使用	発注者による改造を行う場合、第三者の特許権侵害にあたるような改造を行わないこと、または事前に受注者の同意を得ていただけるという解釈でよろしいでしょうか。	市による改造を行う場合、事前に受注者の意見を聞く機会を設けます。
17	建設工事請負契約書(案)	4	第8条	3				特許権等の使用	発注者が独自に行った改造が原因で特許侵害が発生した場合は事業者の責任対象外と考えてよろしいでしょうか	受注者が第8条第3項に定める措置を行っていたにもかかわらず発注者に損害が生じた場合には、受注者の責任対象外となります。
18	建設工事請負契約書(案)	5	第8条の2	1				成果物の著作権	「成果物(第36条第1項に…第37条第1項に…)」とありますが、それぞれ第38条第1項、第39条第1項と思われます。参照先をご教示ください。	それぞれ第38条第1項、第39条第1項を指します。 建設工事請負契約書(案)を修正しますので、合わせて公表する建設工事請負契約書(案)(令和4年7月29日修正版)をご参照ください。
19	建設工事請負契約書(案)	6	第10条	5				現場代理人及び主任技術者等 監督職員	「受注者は、第2項の規定に…」とありますが、第3項と思われます。参照先をご教示ください。	第3項を指します。 建設工事請負契約書(案)を修正しますので、合わせて公表する建設工事請負契約書(案)(令和4年7月29日修正版)をご参照ください。
20	建設工事請負契約書(案)	8	第17条	4				不適合の場合の改善義務及び 破壊検査等	破壊検査やその復旧にかかる費用について、不適合が無かったとされた場合には受注者負担外と理解してよろしいでしょうか。	不適合がなかったとされた場合であっても、破壊検査やその復旧にかかる費用については受注者負担となります。
21	建設工事請負契約書(案)	11	第32条	3				検査及び引渡し	破壊検査やその復旧にかかる費用について、不適合が無かったとされた場合には受注者負担外と理解してよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書(案)のとおりです。

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	質問事項	質問回答
22	建設工事請負契約書（案）	11	第33条	1				請負代金の支払い	「…第31条第2項…」とありますが、第32条第2項と思われます。参照先をご教示ください。	第32条第2項を指します。 建設工事請負契約書（案）を修正しますので、合わせて公表する建設工事請負契約書（案）（令和4年7月29日修正版）をご参照ください。
23	建設工事請負契約書（案）	11	第33条	3				請負代金の支払い	「…前条第2項…」とありますが、第32条と思われます。参照先をご教示ください。	第32条第2項を指します。 建設工事請負契約書（案）を修正しますので、合わせて公表する建設工事請負契約書（案）（令和4年7月29日修正版）をご参照ください。
24	建設工事請負契約書（案）	12	第38条	4				部分払	破壊検査やその復旧にかかる費用について、不適合が無かったとされた場合には受注者負担外と理解してよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書（案）のとおりです。
25	建設工事請負契約書（案）	15	第53条	2				解除に伴う措置	破壊検査やその復旧にかかる費用について、不適合が無かったとされた場合には受注者負担外と理解してよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書（案）のとおりです。
26	建設工事請負契約書（案）	17	第57条	10				契約不適合責任期間等	支給材料の性質または発注者若しくは監督員の指示による生じたもののほか、その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものも対象であると考えてよろしいでしょうか。	原則、ご理解のとおりですが、詳細については協議によります。
27	建設工事請負契約書（案）	17	第61条					仲裁	最終的な紛争解決機関についてはどこを想定されているかご教示ください。	原則、第60条第1項に規定する千葉県建設工事紛争審査会を想定しています。
28	運營業務委託契約書（案）	3	第4条	3				契約の保証	「…第35条第5項各号に…」とありますが、第35条第6項各号と思われます。参照先をご教示ください。	第35条第6項各号を指します。 運營業務委託契約書（案）を修正しますので、合わせて公表する運營業務委託契約書（案）（令和4年7月29日修正版）をご参照ください。
29	運營業務委託契約書（案）	4	第6条	3				本業務の範囲	「建設企業」とありますが、基本契約上は「建設企業者」として定義されております。ここでは「建設企業者」と読み替えてよろしいでしょうか。	「建設事業者」に修正いたします。 運營業務委託契約書（案）を修正しますので、合わせて公表する運營業務委託契約書（案）（令和4年7月29日修正版）をご参照ください。
30	運營業務委託契約書（案）	12	第26条					第三者への賠償	第三者への賠償が発生した場合、事前に受注者に対して通知及び協議に応じていただけるものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	運營業務委託契約書（案）	17	第35条	8	(1)			発注者の解除権	「第2項第10号又は第11号に該当する…」とありますが、第2項第9号又は第10号と思われます。参照先をご教示ください。	第2項第9号又は第10号を指します。 運營業務委託契約書（案）を修正しますので、合わせて公表する運營業務委託契約書（案）（令和4年7月29日修正版）をご参照ください。

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	質問事項	質問回答
32	運営業務委託契約書 (案)	20	第42条	1				知的財産権	発注者が特許権等に係る技術を指定した場合で、特許件等の対象である旨の明示が無かった場合については発注者の負担と考えてよろしいでしょうか。	No. 15の回答をご参照ください。
33	運営業務委託契約書 (案)	20	第42条	2				知的財産権	発注者による改造を行う場合、第三者の特許権侵害にあたるような改造を行わないこと、または事前に受注者の同意を得ていただけるという解釈でよろしいでしょうか。	No. 16の回答をご参照ください。
34	運営業務委託契約書 (案)	20	第42条	3				知的財産権	発注者が独自に行った改造が原因で特許侵害が発生した場合は事業者の責任対象外と考えてよろしいでしょうか	受注者が第42条第3項に定める措置を行っていたにもかかわらず発注者に損害が生じた場合には、受注者の責任対象外となります。
35	運営業務委託契約書 (案)	20	第42条	6	(1)			知的財産権	「本施設」とありますが、「燃料化施設」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	運営業務委託契約書 (案)	21	第42条	6	(5)			知的財産権	「本施設」とありますが、「燃料化施設」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	燃料化物売買契約書 (案)	3	第6条					有効期間	契約解除について、「相当の期間を定めその履行の催告をし、その期間内に履行が無い場合に限り、また債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である時はこの限りではない」と出来ないでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、解除権の行使については、契約違反の内容を考慮したうえで行います。
38	入札説明書等に対する質問（参加資格以外）への回答	5	No. 28						汚水排水の水質において、事業者で用意する薬品、重油等に重金属類が含まれていないことを証明することで事業者の責でないことを証明することでよろしいでしょうか。	原則としてはご質問のとおりですが、薬品、重油等に重金属類が含まれていないことを証明するだけでなく、燃料化施設のシステム構成・維持管理方法等が原因とならないことも含めて、本市と協議する必要があります。
39	その他								機器の出来高について、民間事業者の工事進捗に合わせた金額の設定は可能でしょうか。	建設期間中の出来高については、民間事業者の提案を受け、契約時に協議で決定する予定です。 出来高の認定方法等については、原則として千葉市請負工事検査要綱等の規定に準拠することとします。